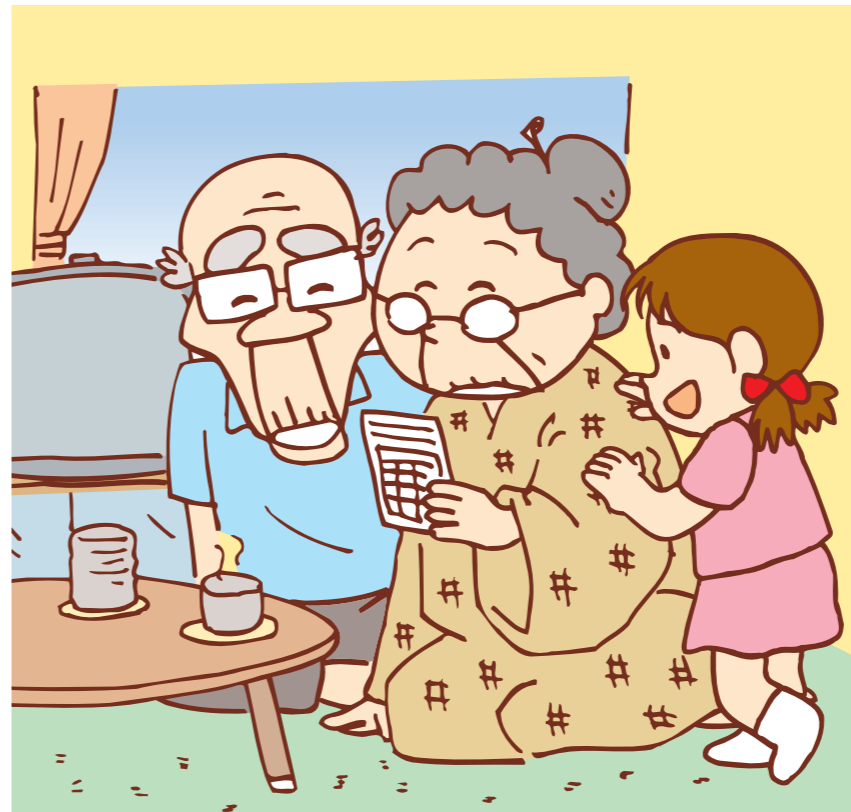


# 十月から 老人医療費が 変わります

- 平成十八年十月一日から老人保健制度が改正され、
- ① 現役並みに所得がある方の自己負担割合
  - ② 高額医療費の自己負担限度額
  - ③ 療養病床に入院時の食費・居住費の負担などが変わります。



## 高額療養費(医療費)の 自己負担限度額が変わります

同じ月内に、医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請して認められると、高額療養費(医療費)が支給されます。

また、老人保健で医療を受けられる方は、左表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。  
※現役並みに所得がある方は、医療費が一定額を越えると、外来+入院(世帯)に差額の1%が加算されます。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
自己負担限度額(月額)			自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円	一般	12,000円	<b>44,400円</b>
現役並み所得者	40,200円	72,300円*	現役並み所得者	<b>44,400円</b>	<b>80,100円*</b>
低所得II	8,000円	24,600円	低所得II	8,000円	24,600円
低所得I		15,000円	低所得I		15,000円

## 療養病床に入院する場合の 食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する七十歳以上の方は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、介護保険で入院している人とのバランスを図るため、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

ただし、人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する患者や、脊髄損傷、難病などの患者については、現行どおり食材料費相当二万四千円のみ負担です。

平成18年9月30日まで  
食材料費相当を負担  
**24,000円**

平成18年10月1日から  
食費 **42,000円**  
居住費 **10,000円**

※所得の低い方は負担が軽減されます

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

## 現役並みに所得がある方の 自己負担割合が変わります

七十五歳以上の方や六十五歳以上で寝たきりなどの障害があり、市町村長から認定を受けた方は「老人保健」で医療を受けています。

老人保健は、所得に応じて自己負担割合などが異なる制度で、今年八月から現役並みに所得がある方の判定基準などが変わりました。

そのため、現役並みに所得がある方は、今年十月から、医療機関に支払う自己負担割合が、二割から三割へ引き上げられます。

なお、今回の改正で、新たに所得区分が上がった方は、平成十八年八月から二年間、経過措置(※)が適用される場合があります。

詳しくは、県医務・国保課または最寄りの市町村(老人医療窓口)まで、お問い合わせください。

現役並みに所得がある方とは「課税所得が百四十五万円以上の方」などをいいます。

ただし、七十五歳以上の方が二人以上いる世帯で、収入の合計額が「五百二十万円未満」と申請した場合や、七十五歳以上の方が一人いる世帯で、収入の合計額が「三百八十三万円未満」と申請した場合は除かれます。

## 老人医療費を大切に使いましょう

沖縄県の老人医療費は年々増えており、平成16年度の1人あたり老人医療費(見込み)は、約85万3千円と全国の平均の約78万円を大きく上回っています。これは、「老人医療費に占める入院費の割合の高さ」が原因の1つとして挙げられます。

老人医療費の内訳を全国平均と比べてみると、沖縄県では入院にかかる費用が56.7%と全国平均の45.0%を上回る一方、外来通院にかかる費用が24.7%と全国平均の33.1%を下回っています。

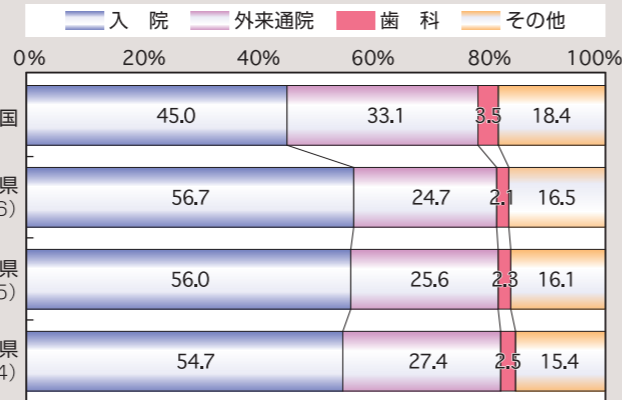
入院は、病気の早期発見・早期治療を心がけることで防ぐことができます。生活習慣病などの病気は、かかりはじめに自覚症状がない場合がほとんどです。年に1回は、必ず健康診断を受けるようにしましょう。

また、むやみにお医者さんを変えたりせず、かかりつけ医を持ち、上手に薬を服用することで医療費を節約することができます。県民ひとりひとりの健康に対する関心が老人医療費の節約にもつながっていきます。

わたしたちの老人医療費を大切に使いましょう。

■1人あたり老人医療費の内訳(平成16年度見込み)(単位:円)

	一人あたり老人医療費	入院	外来通院	歯科	その他
全国	780,245	350,805	258,618	27,025	143,799
沖縄県	H16	483,629	210,740	17,907	141,152
	H15	455,755	208,335	18,379	131,753
	H14	423,869	212,282	19,044	118,998



平成18年9月30日まで **2割**

平成18年10月1日から **3割**

一般の方 現役並みに所得がある方

一般の方 現役並みに所得がある方

※経過措置  
公的年金等控除の見直しや  
高齢者控除の廃止に伴う経過措置  
住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置